

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 趣旨

配偶者同行休業制度の導入に伴い、当該休業を取得した職員の給与の扱いに関し必要な事項を定める。

2 改正内容

配偶者同行休業中の職員には、その期間中いかなる給与も支給しない旨規定する。

3 施行期日

公布の日